

所都計第138号
令和5年7月20日

所沢市地域公共交通協議会
会長 尾崎 晴男 様

所沢市長 藤本 正人

三ヶ島地区におけるところワゴンの本格導入について（諮問）

所沢市地域公共交通協議会条例第3条第2号の規定に基づき、下記について貴協議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

三ヶ島地区におけるところワゴンの本格導入について

2 諮問理由

三ヶ島地区ところワゴンについて、令和3年度から開始した3年間の実証運行を終了し、令和6年4月1日から本格導入することに関する意見を求めるものです。